

○大分市税条例施行規則 （抜粋）

（控除対象寄附金の範囲）

第3条の3 条例第27条第1項第5号に規定する規則で定める寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）は、次に掲げる寄附金のうち、市長が指定をしたものとする。

- (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体（市内に主たる事務所又は事業所を有するものを除く。）に対するもの
- (2) 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人（市内に主たる事務所又は事業所を有するものを除く。）に対するもの
- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）のうち、市内に事務所又は事業所を有する同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等（市内に主たる事務所又は事業所を有するものを除く。）に対するもの